

水無川砂防工事促進に関する請願	同	總理廳
野田川砂防工事施行に関する請願	同	同
渡良瀬川改修工事に関する請願	同	同
新潟長野兩縣下地り対策並びに砂防工事実施に関する請願	同	同
瀬戸市附近砂防施設実施に関する請願	同	同
大分縣下の河川砂防工事に関する請願	同	同
岡山縣下の砂防工事に関する請願	同	同
川上川砂防工事施行に関する請願	同	同
砂防事業補助費増額に関する請願	同	同
長谷川砂防工事に関する請願	同	同
藏玉川砂防工事に関する請願	同	同
魚野川砂防工事促進に関する請願	同	同
池内川外二河川砂防工事施行に関する請願	同	同
正法寺川砂防工事施行に関する請願	同	同
鳥取縣下の砂防工事に関する請願	同	同
イラスヶ川砂防工事に関する請願	同	同
廣島縣下の砂防工事緊急実施に関する請願	同	同
砂防事業一元化に関する請願	同	同
旧老津飛行場導路下流地区一帯の砂防工事に関する請願	同	同
兵庫縣下の砂防工事施行に関する請願	同	同
岩手縣田沢金ヶ崎町の waters 復旧に関する請願	同	同
岩手縣南地方の水害対策に関する請願	同	同

予算の認められる限り短期間に完成致した	砂防工費の予算化に努め逐次実施に移した	既設計画を再調査中であるので至急積極的措置をとるものから逐次実施致したい。	根本的調査を継続し全体計画樹立を急ぐ予算の許可がきり急を要するものより実施致したい。	予算の増額を俟つて速かに計画を完遂致したい。	砂防工費の予算化に努め逐次実施に移した	砂防予算の拡大を認めらるる限り二十三年度も本川の砂防工事を実施せしめたい。	砂防工費の予算化に努め、工事を短期完成せしめたい。	砂防工費の予算が認められる限り逐次実施致したい。	逼迫せる最近の資金資材面の影響を受け所期の進捗を期待し得ないが、速かに要望に副ひ得るよう努力致したい。	砂防工費の予算化に努め、速かに実施致したい。	既設計画の再検討の上速かに完了致したい。	砂防工費の予算化に努め、予算の認められる限り希望に副ふよう努力する。	縣當局と協議の上現地側の意向に速かに副ひ得るよう努力致したい。	砂防工費の予算化に努め予算の許可限り逐次実施致したい。	最近の逼迫せる資金資材情勢の影響を受け充分なる進捗を期待し得ないが関係当局の協力の下に要望に副ひ得るよう努力致したい。	予算事情の許可限り重点的に必要な地点より工事に着手致したい。	現行の建設院所管砂防事業、農林省所管砂防事業は治水砂防上の目的を一にするものであるから今後とも一元化に努力致したい。	予算の増額が認められる限り早く工事を完了致したい。	砂防工費の予算化に努め、予算の認められる限り逐次実施致したい。	北上川上流工事の促進を期すると共に工事費の資金融通を計りたい。	國庫予算面を考慮し短期完成に努めたい。
---------------------	---------------------	---------------------------------------	--	------------------------	---------------------	---------------------------------------	---------------------------	--------------------------	---	------------------------	----------------------	------------------------------------	---------------------------------	-----------------------------	---	--------------------------------	--	---------------------------	---------------------------------	---------------------------------	---------------------

廣島縣嚴島町の災害復旧工事に関する請願	同	同
海外引揚者の住宅問題に関する請願	同	同

- 終戦後不要となつた元軍用地及び建物等は連合國軍の諒解の下に一時使用承認の形で使用せしめてある。また大邸宅、料亭、理店、寺院等の解放に関しては住宅緊急措置令の施行を強力に推進して、脱法行為を防ぐと共に個々の事情に應じて善処したい。
- 國が現に保有し、又は將來取得する土地を私人の住宅地として無償で私人に提供することには國家財政或は國民の負担の公平を欠くので採り上げることは出来ない。亦遊休宅地、未利用宅地利用促進については研究中であるが總ての住宅用地を收用して即時に國家管理とすることは考えていない。
- 非難災者特別課税の歳入をそのまゝ住宅建設に流用することは出来ぬが、住宅建設に要する経費については財政事情を勘案の上考慮する。
- 勤労者住宅の建設は出来るだけ行いたいので、今後においても可能な範圍で拡張したい。
- 家主の不当な請求に対しては借家人は十分保護されてゐるので新たな立法的措置を講ずる必要はない。
- 建築行政の一元化については、出来る限り盡力するが現状においても運用によつて解決したい。

また建築行政の民主化について常置的に中央、地方を通じて官民合同の住宅委員会を設置する考えはない。

現行の建設院所管砂防事業、農林省所管砂防事業は今後も一元化に努力致したい。

砂防工費の予算化に努め、工事を拡大し、繼續施行致したい。

連合軍總司令部に対し、引揚促進方を極力懇請することと致したい。

右に同じ。

中國各地の戰犯者の内地服役問題について、連合軍總司令部へ懇請したが承認は得られなかつた。

微罪者の再審査に関する証明書、獎勵證等の送達についてはあつ旋に努めてゐる。

食糧品、衣類、藥品等の救恤品発送を目下準備してゐる。

伊東漁港改修に関する請願	同
舞阪漁港修築費國庫補助に関する請願	同
舞阪漁港築設に関する請願	同
小浜漁港築設に関する請願	同
遊佐漁港船溜工事に関する請願	同
松川浦漁港第二期工事促進に関する請願	同
磯尻漁港の築設に関する請願	農林省
伏古別漁港築設に関する請願	同
有珠漁港加修工事に関する請願	同
追直漁港築設に関する請願	同
豊岡漁港築設に関する請願	同
鹿兒島縣に國立茶業試験場九州支場を設け置ることに關する請願	同
勝毛寺川用水改良事業費國庫補助に關する請願	同
兵庫縣下の耕地水害復旧費國庫補助に關する請願	同
埼玉縣下の水害復旧耕地事業費國庫補助の請願	同
山梨縣下の水害復旧費國庫補助の請願	同
滋賀縣甲賀郡外一郡の旱害恒久対策費國庫補助の請願	同

本漁港改修はさきに補助予算成立し、昭和二十二年、三年度に於て実施することになつてゐる。なお將來計画についても財政の許される範囲で実現方を考慮する。

根本的計画を樹て財政の許す限り実現を考慮したい。

本港は利尻島における中心連絡港として運輸省所管で改良が加へられる予定であるが、漁業施設については將來諸般の状況を勘案して考慮する。

將來財政の許す限り速かに実現するよう考慮する。

財政の許す限り二十三年度に実現するよう考慮したい。

本港は昭和二十三年にも引続き工事実施の予定であるが、之が工事費は予算成立の折最大限の割当をなし、以て地元民の期待に添ひたい。

磯尻港は北海道に於ける中心連絡港として運輸省所管で改良が加へられる予定であるが、漁業施設については將來諸般の状況を勘案の上考慮したい。

具体的計画を慎重検討の上財政の許す限り速かに実現するよう考慮したい。

財政の許す限り二十三年度に実現するよう考慮したい。

具体的計画を慎重検討の上財政の許す限り速かに実現するよう考慮したい。

本港の修築はさきに要求予算成立し、二十二年、三年度に於て実施する事になつてゐるが、將來計画に對しては財政の許す限り実現方を考慮したい。

茶に關する基礎的研究は、静岡の國立茶業試験場を整備拡充しつつある。國家財政上直ちに九州支場を新設出来ぬが、將來茶業の発展と相俟つて十分考慮したい。

二十三年度予算確定の上考慮したい。

水害復旧事業が現下の食糧増産に最も効果的である事実にかんがみ、現地に對しては万難を排して復旧奮勵に努め、他面予算の増額に努めその実現を期したい。

右に同じ。

右に同じ。

旱害恒久対策は食糧増産の一翼として無視し得ない重要施策であるので、二十三年度予算で優先的に取上げられるように努力する。

和歌山縣の旱害應急対策費國庫補助の請願	同
奈良縣下の旱害應急対策費國庫補助の請願	同
愛知縣下の旱害應急対策費國庫補助の請願(二件)	同
大阪府の旱害應急対策費國庫補助の請願	同
京都府の旱害應急対策費國庫補助の請願	同
三重縣下の旱害應急対策費國庫補助の請願	同
岐阜縣下の旱害應急対策費國庫補助の請願	同
茨城縣下の旱害対策助成に關する請願	同
林道、飯田、赤石線並びに飯田、豊橋間道路開闢の請願	同
民有林施業案編成國庫補助額に關する請願(二件)	同
植林用苗木無償配付に關する請願	同
森林治水並びに災害防止林造成事業拡充強化に關する請願	同
林業関係水害復旧費國庫補助引上その他に關する請願	同
福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願	同
農用人蔘試験場設置に關する請願	同
「教育振興」(特殊郵便切手発行の請願)	通信省
北海道富良野郵便局を普通局に昇格の請願	同

政府は極度の財政難から、これら旱害被害に對して充分な措置を講ぜられなかつたが、昭和二十三年度五月分暫定予算におつて七千万円が計上されたことは、延引したとは言ふ、地方農民の要望に副ふものと考え、右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

右に同じ。

政府は縣において樹立せる奥地開闢林道の開設計画に基づいて補助金を交付実施中であるが、林道については縣の実施計画の樹立に伴つて檢討を加へたい。亦國道については道路法の改正の際に考慮したい。

政府として請願の趣旨には同感であるが、二十三年度予算編成においては、國家財政上より五割の補助になつた。

造林用苗木の無償配付は現在の苗木生産事情及び機構よりして困難であるので、苗木代に相當する金額の國庫補助を行い造林出来るよう考慮中である。

政府は治山事業計画を樹て、昭和二十三年度より発足の見込で目下予算化を図つてゐる。

林道復旧、森林治水事業、災害防止事業に對する國庫の高率補助、水害並びに附屬施設復旧助成等については、財政上の見地より望めない。

本件については縣が隣接國有林を代地として斡旋することに於て解決し、本年三月二日附に買取を了してゐる。なお代地については前橋官林局と打合せ了解を得てゐるので、近く決定する予定である。

人蔘の輸出農産物としての重要性にかんがみ、國立試験場を設置する必要があるが、財政の關係上早急な実現は困難である。

充分研究の上適當な時期に発行したい。

昭和二十二年度計画で決定し、近く実施する。

会津高田駅前に郵便局設置の請願

同

海外引揚者所有の農地に関する請願

同

林業関係水害復旧費國庫補助引上その他に関する請願

農林省

満州引揚開拓民の入植に関する請願

同

伊豆島、木曾町阿村の耕地塩害防除施設費國庫補助に関する請願

同

農業技術指導農場整備拡充に関する請願

同

日本発送電株式會社水力発電工事に關する請願

商工省

配電強化に関する請願

同

釜石製鉄所鉄鋼一貫作業再開促進に關する請願(二件)

同

でん粉加工事業用電力の取扱いに關する請願

同

他との組合をみて二十三年度以降に設備方考慮する。
1、海外引揚者一般に土地を返還することは出来ぬが個々の事情により耕作者の立場も公平に考慮した上で処理する。
2、應召應徴によつて一時的に自作をやめ海外に渡つた者には在村地主とみなされたるが当初から外國に職を求めて移住したものに失業者の就業対策としては取扱ふべきこと
3、精神に反するもので、既耕地に開墾すること
4、昭和二十二年法律第二百四十一号によつて明示してある。尙小作料の金納化は改める考へはない。
林道復旧、森林治水事業、災害防止事業に對する國庫の高率補助、水害並びに附屬施設復旧助成等については、財政上の見地より認め難い。大に新炭の政府指定買上増進出資路損による新炭中継輸送費、新炭生産資金の融資等に關しては、おぼろげな請願の趣旨に副つてい

新規國內開拓計画は本年度においても実施するので、満州引揚開拓民等を優先入植せしめる方針である。
現在の財政状態では所期の復旧計画を実施することは不可能と考へられるので、一般公共事業に對する補助の方途を拡大する様目下關係當局間において折衝中である。
指導農場は連合軍司令部の指示により停止することになつたが、農業技術の發達向上については十分の施設をすることとした。
セメント生産量の不足及び司令部の意向もあり第二、四半期以降の建設、工事用セメントは一時配當を見合はせることになつた。しかし目下工事中のものは継続して請願の趣旨に沿ふ様努力する。

九州における配電強化についてはその電力の恢復を強力に計画促進中であるが現在本州より要請電力最大三万五千キロワット程度を実施中である。なお釜石電力の統一の点に別個に検討したい。釜石製鉄所第十号高炉の稼働については諸般の條件について全般的見地から慎重検討の結果五月より日産二八〇屯として稼働せしめることとし、さきに関係各方面に連絡した。これにより同所の能率的生産が可能になり、ひいては東北及び関東地区の鉄鋼事情が相当緩和されるものと思はれる。

でん粉加工用電力の確保についてはその必要性を認め配電施設等を整備して可及的に電力

今冬の電力危機突破に關する請願

同

電氣事業の優先取扱いに關する請願

同

電力配當に關する請願

同

東北地方鉄鋼業振興に關する請願

同

海外引揚者の營業衣料品登錄店、館特別に關する請願
輸出代金の支拂に關する請願

同

中央氣象台今年深出張所設置の請願

運輸省

上毛電氣鐵道水害復旧に關する請願

同

釜石線全通促進に關する請願

同

栃木縣今市、福島縣田島町間に鐵道を敷設することに關する請願

同

本原線鐵道工事の速成に關する請願

同

直江津、六日町兩駅間に鐵道を敷設することに關する請願

同

大系線全通促進に關する請願(四件)
靜岡縣靜岡郡二俣町、佐久間町間

同

の供給を確保したいが現在の資材等の状況ではこれに急遽な實現は困難であるので本年度において従來の方針で実施面において或る程度の緩和方法を講じたい。
電力施設の急速な整備復旧、良質炭の確保等によつて供給力の充実に努力すると共に可及的合理的な電力の需給調整により切迫する考へである。又綜合燃料政策の実施により家庭の電力需用の激増から電力面の負担を予め合理的に防止したい。
「電力危機突破対策案」を決定し、電氣事業用資材、資金等を円滑に供給し、優先的に取扱いと共に労働者用物資について優先的に取扱いを確保し、逐次請願の趣旨の實現に努める。

最近の電力事情は供給力に比し需用が著しく増加したので電力の割當制によりこの需用を抑制したのが本件の如く特殊事情にあるものについては当該地方官廳で善処せしめた。
鐵道生産の計画は工場立地條件のみでなく各種の要素に付て全般的見地より立案すべきであり、地域の問題としてでなく個々の工場に付いて檢討すべきである。東北、北陸等全國に亘り鐵道に檢討すべきであり、特殊鋼鐵網問題も東北と言ふ一地区の問題でなく鐵鋼各業種間の均衡問題、行政政策問題として別途考慮すべきものと考へる。
なお釜石製鉄所鉄鋼一貫作業の再開は五月中旬を期して行ふ予定である。
特別を認め東京都に對し、五十組合程度の消費組合を登録させてある。
諸種の措置により支拂促進を図るとともに、輸出業者等に対し支拂關係書類の整備のための講習會等を行い業者の指導を計画中のため、目下の財政上より測候所を設置することは相当困難である。

上毛電氣鐵道は自己資金其の他により現在は概ね復旧している。
二十三年度は工事再開困難である。
一部(田島荒海間)は既に開通しているが、残部の工事は二十三年度も再開することは困難である。
資材、財政の關係より急速な敷設は困難である。
鐵道敷設法で定められていない、直ちに敷設する資材その他は關係から二十三年度も工事再開は困難である。
二十三年度においても工事着手は困難である。

願に鉄道を敷設することに関する請願	運輸省	資材並びに財政上急速な敷設は困難である。
五條駅新宮市間鉄道速成に関する請願	同	二十三年度においては工事再開は困難である。
浜須、十日市阿蘇間に鉄道を敷設することに関する請願	同	一部開通箇所もあるが、残部については急速な敷設は困難である。
四國循環鉄道開通促進に関する請願	同	二十三年度においては本屋を引継ぎ復旧する。
大牟田駅復興に関する請願	同	資金資材その他の関係上急速な着手は困難である。
油津臨港鉄道敷設に関する請願	同	一部工事は施行しているが、他は工事に着手してない。
邊富内線速成並びに十勝側分岐点を清水とする請願(二件)	同	理工事として日振線道を完成する予定である。分岐点については調査研究中である。
高崎熊谷間に電化工事を実施することに関する請願	同	昭和二十四年度より着手する予定である。
常磐線松戸我孫子阿蘇間電化工事実施に関する請願	同	昭和二十三年度中に電化すべく関係方面と折衝の上決定致したい。
宇都宮線電車運轉を山口市宮野地区迄延長することに関する請願	同	調査研究の上決定致したい。
常磐線松戸水戸間電化促進に関する請願	同	電化五ヶ年計画に取り入れ、漸次工事に着手する予定である。
東海道線沼津浜松阿蘇間の電化速成に関する請願	同	昭和二十四年度三月末竣工の予定をもつて工事に着手してゐる。
常磐線松戸平阿蘇間電化促進に関する請願	同	電化五ヶ年計画に取り入れ、漸次工事に着手する予定である。
常磐線松戸我孫子阿蘇間電化工事実施に関する請願	同	二十三年度中に電化する関係方面と折衝中である。
肥薩線電化工事に関する請願	同	一部(八吉吉松間)は施工する予定であるが残部は電化調査を実施しその結果を待つて決定したい。
常磐線松戸我孫子阿蘇間電化促進に関する請願	同	二十三年度中に電化すべく関係方面と折衝の上決定致したい。
省線電車と小田原まで延長することに関する請願	同	目下調査計画中であるが実施の時期は未定である。
東海道線沼津浜松間電化促進の請願	同	昭和二十四年度三月末竣工の予定で工事に着手している。
土讃線電化に関する請願	同	全線電化の計画はないが一部阿波田高知間に一部(八吉吉松間)は施工の予定がある残部は電化調査の結果を待ちたい。
肥薩線電化促進に関する請願	同	電化五ヶ年計画に依り漸次工事に着手する予定である。
上野土浦及び平阿蘇間の電化に関する請願	同	取りあへず昭和二十三年度鉄道電氣工事請負に関する取扱方を定め、適當な業者中二名以
國鉄電氣工事独立開放に関する請願	同	

千葉成東阿蘇間電化促進に関する請願	同	上から見積書を徴し施行せしめることとした。
日光新設会設置の請願	同	昭和二十三年七月に内閣に設立された。
日光國策樹立に関する請願(二件)	同	日光事業審議会における日光事業に関する基本方針の策定に則り、できるだけの努力をほらう。
鉄道運賃の学生優待に関する請願	同	通学定期運賃の据置き並びに学生割引を六割に引き上げることは困難であるが、学生の経済生活に圧迫を加えぬよう特設の考慮をほらう。
神奈川縣の観光施設促進の請願	同	神奈川縣下の観光地における自動車用燃料に力いては、外客接遇用のものはできるだけ努力し、その確保を図りたい。
磐城東線三春、船引阿蘇間の要田村に停車場を設置の請願	同	現地調査を完了し、目下資材、予算要員等の面について研究中である。
磐城東線磐城、大越阿蘇間の滝根町に停車場を設置することに關する請願	同	設置することに決定し、目下工事中である。
東北本線二本松、本宮阿蘇間の杉田村に停車場を設置することに關する請願	同	右に同じ。
札沼線中の撤収区間復元に関する請願	同	復元を目途に目下資材工事を調査中である。
東北本線磐城西郷停車場を貨客取扱駅とすることに關する請願	同	現地調査の結果、輸送力の現状から駅に昇格させることは困難であるので、現状のまま保留したい。
白根線復旧に関する請願	同	近頃白河、梁森間の復元工事が継続実施されることになつてゐる。
東京、鹿兒島間の急行列車復活に關する請願	同	二十三年七月一日より一往復の急行列車を設定した。
鉄道運賃の学生優待に関する請願	同	通学定期運賃の据置き並びに学生割引を六割に引き上げることは困難であるが、学生の経済生活に圧迫を加えぬよう特設の考慮をほらう。
「教育振興」特殊郵便切手発行の請願	同	充分研究の上適當な時期に発行したい。
北海道富良野郵便局を普通局に昇格の請願	同	昭和二十三年度計画で決定し、近く実施する。
会津高田駅前に郵便局設置の請願	同	他の振合をみて二十三年度以降に設置方を慮する。
栃木縣佐野郵便局電話局舎新築並に交換方式改善の請願	同	同舎の新築については早急に実現するよう努力したい。
	同	また度敷料金制施行は目下のところ実施の計

他との振合をみて、二十三年度以降に設置方を考慮したい。

既設局が近くにある関係上、卓急な実現は困難である。

○國務大臣(吉田茂君) 只今上程にな

が、この度の第三國會は、一に公務員

明せい」「いなければ俺がやるぞ」

するが、本法施行に必要な諸般の準備

若しくは選ばれた代表を通じて、雇

條件の改善を求めんがために自由にその意見若しくは不満を表明する個人的若しくは團體的の妨げられることなき權利を有しない意味ではないこと」

（政府の見解を言え」と呼ぶ者あり）及び「國家の公益を擁護するために政府職員に課せられた特別の制限がある」という事實は、政府に對し常に政府職員の福祉並びに利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめてゐる」ことが明らかになれておるのでございます。この書簡を受けましたる政府といたしましては、同書簡の趣旨に基きまして、取敢えず去る七月三十一日附を以ちまして、「昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令」がそれが間違つておる」と呼ぶ者ありを「ポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件」に基いて制定施行いたしました、公務員の交渉権を制限し、爭議行為を禁止いたしましたと共に、國家公務員法により設置せられたる臨時人事委員會をして、爾後公務員の利益を保護する責任を有する機關とする等の臨時の措置を講じたのでございます。それが、それと同時に國家公務員法につきましては、これをマツカサー元帥の書簡の指示するところに即應せしめるよう改正いたしましたために、政府は同書簡に基く最高司令部の助言によりまして、この法律案の起草を行なつて來た次第でございます。従いまし

てこの度の改正法案は、飽くまでも書簡の精神と内容とに基いて起草せられたものでございまして、このことは特に申上げる必要もないかと存じます。この改正法案によりますると、現行國家公務員法百二十五條中、全文改正をいたしましたもの三十二條、一部改正をなしましたもの七十七條、新たに追加するもの十四條條でございます。現行法の殆んどすべての條文について、或いは全面的に或いは一部分について改正が行われることになつておるのでございしますが、その改正の眼目といたしましては、概ね次の三点に要約して御説明申し上げます。ことができるかと存じます。

先ず改正の第一点はいわゆる特別職の範圍が縮小せられたこととございします。マツカサー元帥の書簡にございします通り、「國家公務員法は本來日本における民主的諸制度を成功させるには、日本の官僚制度の根本的改革が不可欠である」という事實の認識の下に考へられたものでございまして、そういう意圖の下に職員がその職務の遂行に當り最大の能力を發揮するように、民主的な方法で選拔され且つ指導するべきことを定めたものでございしますから、官僚制度の根本的な改革を行ひます止には、國家公務員法をできるだけ廣く活用いたすことが好ましいのでございします。（「嘘言うな」と呼ぶ者あり）従いましてこの法案におきましては、政治的任命を特に必要とする職以外の職につきましては、これを可能な範圍において廣くいゝわゆる一

般職といたした次第でございます。次に改正の第二点といたしましては、人事委員會の組織及び権限を強化いたしました点でございます。御承知のように國家公務員法の運営機關といたしまして、本年中には總理院に人事委員會が設置せられることになつておるのでございしますが、不偏不党、如何なる勢力の制肘をも受けることなく、嚴正公平な人事行政を行ひますと共に、國家公務員の福祉と利益との保護機關としての機能を果たすためには、この委員會は、そのために必要とし、且つ十分なる権限が與えられま

すと共に、能う限りの独立性が確保せられることを必要欠くことのできな

い要件といたしますもので、これに關しまして所要の改正を行ふことになつた次第でございます。即ち人事委員會を人事院と改め、從來内閣總理大臣の所轄の下にあつて、總理院の一外局でございしたのを内閣に置き、他の行政機關に對し独立性を與えますると共に、財政的にも或る程度の独立性を與えようとするものでございします。又これに關連いたしまして、人事院規則の制定につきましては、從來内閣總理大臣の承認を経ることになつておりましたのを、人事院が獨立にこれを制定し得ることといたしますと共に、人事院が設置する権限を與えられております行政部門におきましては、人事院の決定及び処分は、人事院のみによつて審査されることといたした次第でございます。

次に改正の第三点といたしましては、服務の規律を強化した点でございます。憲法にも明らかに規定せられております通り、國家公務員は國民全体の奉仕者でありまして、一部の者の利害の代表者であつてはならないのでございしますが、この原則に徹し得るためには、現行國家公務員法の規定では尙十分なる点がございします。そこで、この点の所要の改正を行おうとするものでございします。即ち先ずマツカサー元帥書簡の趣旨に則り、同書簡に「政府における職員關係と私企業における労働關係の區別」を明確にいたしましたために、國家公務員につきましては、労働組合法、労働關係調整法、労働基準法、船員法等の規定の適用を排除いたしました。政府に對する同盟罷業その他の爭議行為及び意業的行為は、すべてこれを禁止いたしますと共に、國家公務員に對し、いゝわゆるオープン・ショップ制の原則に基く團結権を認め、又限られた範圍内においてはございしますが、交渉権を認めたものでございします。次に、國民全体の奉仕者である國家公務員が在職中において苟くもその公平と中立性を疑はれることのないように、一切の公選により公職の候補者となることを禁止いたし、又政党その他の政治的團體の役員となることを禁止いたし

ますと共に、選挙権の行使を除く外、人事院規則の定める政治的行為を行ふことを禁止しようとするものでございします。更に國家公務員の私企業か

らの隔離の必要性は、ひとりその企業を代表する地位に就くことを制限するのみでは不十分と考えられますので、これを合理的な範圍に擴張する必要があると認めましたので、退職後二年間は、營利企業の地位で、その退職前年間に在職していた國の機關と密接な關係にあるものに就くことを禁止することにした次第でございます。以上において申述べました三つの点がこの改正法律案の眼目とも存じますが、この外、試験の方法、懲戒の手續その他の事項につきましては、すべて公務の能率的且つ民主的な運営に最も緊要と認められます最少限度の改正を行ふことになつた次第でございます。引き続き御審議の進むに従つて御説明申し上げます。

〔阿竹齊次郎君 緊急動議、人事委員長の發言に對して無礼の行爲あり、よつて懲罰動議を提出する〕と述べ「異議なし」と呼ぶ者あり、その他發言する者多し、阿竹齊次郎君「動議成立、直ちに採決」と述べ

○議長（松平恒雄君） 政府委員に對しては懲罰はございしません。大藏大臣の出席を待つため、暫時休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後零時二十八分開議

○議長（松平恒雄君） 休憩前に引続きこれより會議を開きます。高瀬莊太郎君に發言を許します。

【高橋武夫郎答復、拍手】

○高橋武夫郎君 今回の國家公務員法改正は、先に制定されました公務員法に附屬法を加えて、公務員法に関する諸制度を一層合理化し、或いは民主化するということに根本精神があると考へます。つまり公務員としての身分並びに職責につきまじ、最も公正且つ民主的な秩序を作り、その任務の遂行につきまじ最も合理的で且つ能率的な規律を作るといふところが、今回の改正の根本精神であらうと信じます。このような見地から考へまして、今回の改正はその一般的方針につきまじは極めて妥當な改正であると思へまして、賛意を表する次第であります。勿論個々の内容規定につきまじは、尙十分慎重に検討をいたしました上で、質疑を必要とする点が多々あると思へますが、その改正に關する一般的方針につきまじは、國民の大多數もこれを支持するものと確信をいたします。併しすべて制度の生命はその運用にあるのでありますから、若しもその運用がその當を得なければ、折角の改正も却つてそれが改悪となる虞れも決して少なくないのであります。従つて私は今回の改正案を実施するに當りまして、その運用上問題となると考へます重要な諸点について二三の質問をいたしたいと思ひます。

今度の改正におきまして最も重要な一つの要點は、先般人事委員会の委員長からもお話がありましたように、公務員の職業權、團體交渉權、團體協約權等が禁止されるといふ点にあると考へます。私は公務員の身分並びに職責等の性質に鑑みまして、この改正につきまじは全く異論はないのであります。併しこれがために公務員の生活保障が不当に侵害されるようなことがあつてはならないと思ふのであります。従つてこの改正の結果、公務員の生活擁護につきまじ、政府の責任、殊に人事院の責任は今までも通かに重大となつたものと考へなければならぬ。言ひ換へれば、公務員の給與の決定及びその變更につきまじの政府の責任は非常に加重されたものと言へなければなりません。今回の公務員法改正と同時に、人事委員会は公務員の給與につきまじ新たな基準を決定するといふ重大な責任を負われてゐるのであります。その給與基準の決定に關する方針につきまじ、先づ淺井委員長にお尋ねをしたいと思へます。

給與基準の問題は、ただ單純に官公吏に對する一定の生活水準の維持或いは生活保障の問題として取扱うことのできない性質の問題であります。言ひ換へれば、官公吏が今日の物價の下で一定の生活水準を維持して行きますために、どれだけの給與金額が必要であるかといふ抽象的な生活必要の給與金額でこれを決めるというだけでは解決の付かない問題であります。(なぜ總理大臣に聞かないか)と尋ねる者あり。たとへ、さういふ意味で適切妥當な給與金額が決められたといふにしても、我が國の今日の經濟力或いは生産力が、その基礎とされました生活水準の維持を果して許すかどうかということ、は、全く別個の問題であります。一つの國における國民の生活水準といふものは、根本的にはその國の生産力によつて規定されるものであります。だから、その國の生産水準にふさわしい生活水準といふことが給與基準の決定につきまじ先づ第一に考へられなければならない事柄であります。若しも今回の給與水準の引上げが我が國現在の生産水準に適合してゐないといふれば、結局はこの引上げは單なる名目的引上げに終りまして、給與と物價の惡循環をもたらし、インフレを促進するだけの結果となるであらうと思へます。人事委員会はこの点につきまじ如何に考慮されましたか。即ち我が國現在の非常に低下してあります生産水準及びそれに當然規定されるべき國民生活水準といふものが、今回の給與基準の改訂につきまじ、如何に考慮されたか、如何に取入れられたか、これを委員長に伺いたいと思ひます。(總理大臣に聞けと尋ねる者あり)

次に今回の官公吏給與水準の引上げは、主として民間企業の賃金水準と均衡を圖るといふ点に主眼が置かれてゐるようでありまして、この場合におきましても、ただ官公吏の給與水準が民間と比べて甚だ低い。だからこれを引上げて均衡を圖るといふことだけでは問題は解決しないのであります。今日官公吏の給與水準が民間の水準に比べて甚だ低いといふこと、従つて均衡上これを引上げる必要があるといふことは、何人も認めておるところであります。併しながら若しもこの引上げが生産力の増大に裏付けられていないとしたならば、結局はこの引上げによる官公吏の生活水準の引上げは、官公吏以外の者の生活水準をそれだけ引下げる、その犠牲において実行される結果となるであらうと思へます。又その結果は、やがて民間賃金の引上要求となり、物價と賃金の惡循環を招きまして、インフレを促進し、又やがて再び官公吏の給與水準と民間賃金の水準との均衡を破るに至ることは、火を見るよりも明らかであります。従つて官公吏の給與水準を今回引上げて、民間の賃金水準と均衡を圖り、これを將來保持して行こうとするためには、このような結果を招かないための適切な方策が同時に強力に実施されなければならないのであります。それには官公吏の整理による雇傭の合理化及び民間賃金に對する適切な安定方策が是非とも必要であります。このような見地から見ますと、官公吏の給與基準の問題は、ただ抽象的にそれだけ切り離してその是非を決定することのできない問題でありまして、これらの諸点を同時に併せて考へて初めて適否の決定ができる問題であります。ついでには今回の給與基準引上げと關連して、官吏雇傭の合理化及び民間賃金安定方策、これを実施するお考があるのかどうか、これを泉山安定本部總務長官にお尋ねしたいのであります。

次に官公吏給與基準の變更は常に國家予算と密接な關係を持つものであります。だから若しも新たにできず人事院がこれを決定される場合に、その財源について何らの考慮を拂われないとすれば、人事院の決定は常に財政の実情に關わらないことになるであらうと思ひます。(拍手)従つてその決定は無用の決定に終るであらうと思ひます。この点につきまじ、如何に考へになりますか。殊に改正された規定によりますと、給與決定に關する諸條件の變化によりまして、給與を百分の五以上増減する必要が生じたときは、人事院はこれを國會及び内閣に報告して、併せて適當な勧告をしなければならぬといふことになつております。が、今日のような不安定な經濟界の實情の下で、果してこのような規定が有効適切に実行される見込がおりますか。折角人事院の勸告があらましても、それが実行されなければ何にもならないと思ふのであります。この規定を如何にして財政と調和しながら実行して行くお考でありますか。(いふ所だつてと尋ねる者あり)これにつきまじは、人事委員長及び大藏大臣の御所見を伺いたしたいのであります。(拍手)

○國務大臣(泉山三六君) 只今の高橋議員のお尋ねにお答え申し上げます。

私への御質問の第一点は、今回人事院から示されました官公吏の新給與ベースの發表につきまじ、物價改訂の用意ありや、又賃金安定の用意ありや、かやうの御質問と承つたのであります。お示しの通り賃金が物價との間に緊密なる關係のありますことは、

今更申上げるまでもないのであります。併しながら物價の改訂につきましては、事頗る重大でありますのみならず、前内閣におきまして、物價の改訂が極めて、最近に行われましたこの事実と、又物價の改訂は、殊に今日の段階におきましては、周到なる用意なくしてこれを行うことは非常に問題であると考えられますので、私は今日この段階において物價改訂をいたす、かような考えを持つておられないのであります。尚又資金につきましては、お察しの通り、問題は資金の安否、かような方向に参らなければならぬ、と確信いたすものではございません。併しながらこれ亦只今申上げました物價の改訂と調整いたしまして、並行的にこれを律すべきものと、かように考えております次第でございます。

私への御質問の第二点は、新給與ペースと財政との關係をどう考えておるか、かようなことでもございました。この点につきましては、成る程お示しの通り、それが人事委員会の責任において御提案になりましたことはその通りでございますが、財政當局といったしましては、その財源につきまして、寫と考慮をいたさなければならぬものと、かように思つてございまして、況んや今日におきまして、その財源が相當の窮乏な現状でありますので、目下關係方面ともいろいろ折衝の上、慎重にこれに対する対策を考案中でございます。以上簡單ながらお答え申上げます。(拍手)(二もつと詳しくやれないか)と尋ねる者あり

「政府委員淺井清君答へ」

○政府委員(淺井清君) 高瀬さんより最初に私へ御教示になりました点といたしまして、この度、國家公務員の雇業權、その他團體行動權が制限せられた一方におきまして、公務員の生活その他に對して人事委員会に重大なる責任があるということでもございました。誠に御同感の至りでございます。臨時人事委員会といたしましては、差迫りしました給與問題を解決いたしますために、今年の夏、暑い時分にこの仕事を始めまして、今、冬が漸く近づくに連れまして、多數の政府職員的生活窮乏に對する叫びと訴えがますます高鳴る中、この仕事を終えまして、内閣総理大臣に報告いたした次第でございます。どうぞさように御了承を願ひたいと存じます。

次に御質問の第一点といたしまして、現在の經濟力と國民の生活水準を人事委員会においてどう考えたかというところでございます。御承知のごとく、臨時人事委員会といたしましては、適切な給與水準を定めて、これを内閣に提出いたしますのが權限でございます。これを財源その他經濟等の廣い視野から考えまして決定いたしますのは内閣の權能でございます。殊にこの問題につきましての最終的な又最高的な決定權が國會にあるというところは申すまでもないことでございます。ただ私共の立場といたしましては、今回給與の改訂を立案するに當りましては、諸種の調査に働きまして、我が國現在の經濟力と國民の生活水準を十分に考慮に入れて作成したつもりでございます。即ちこの改訂案の基礎となつておりますものは、中等度の労働を営む独身男子職員の生計費を計算したものでございまして、それにつきましては、先ず標準量の食糧費を決定し、更に標準的小都市における農業以外の標準的労働者が、その他消費財及びサービスに對して支拂う金額と推定してこれに加えたものでございまして、これらの金額を計算するに當りましては、我が國現在の經濟力と國民の生活水準とを基礎にしてある次第でございます。

その次に御質問になりましたこの内閣に對する勧告という点でございます。この点につきましては、大藏大臣のお答えになりましたのと私共の見解には何ら相違のないことを申上げただけに止めたと思ひます。(拍手) (それ以上力はないじやないか)と呼ぶ者あり

○門屋盛一君登壇、拍手
この法案の審議に當りまして誠に遺憾に存じますことは、吉田内閣の施政方針の明らかなにされてないこととあります。(ヒヤ)(二その通り)と呼ぶ者あり。運営委員会において總理大臣並びに官房長官は、この臨時國會は公務員法を審議すべき目的であるから、これを先ず一番に出すと言われたことを、私たちは尤もにも考え、又不

可解にも考えるのであります。(二その通り)と呼ぶ者あり。この公務員法の及ぼすところは非常に影響が大きくなりまして、先ず以てこの新らしく臨時國會中にできましてこの政府の一般的方針を伺わないと、この審議は非常に困難になると思つてあります。が、(拍手)(二その通り)と呼ぶ者あり。このことにつきましては改めて伺ひする機会がある、改めて所見を質す機会があると思ひますから、時間の都合上直ちに公務員法の質疑に入ります。

この法律によつて、いわゆる官公勞の殆んど全部の諸君が、國家公務員として社會公共福祉のために一般労働者並びに労働組合にすでに與えられておる權利、而も第一次吉田内閣によつて與えられておるところの權利を汎山制限せられることになるのであります。國會としてはその及ぼすところの大きなに鑑みまして、十分に審議を盡すべきであると信じます。詳細なることは委員会に譲るとして、私は次の二、三點に對して政府の所信を伺ひたいのであります。

第一点は、本法と殆んど不可分の關係にある新給與水準と、このための補正予算の問題をどうお取扱いになるお考えであるかという点であります。大體労働者及び労働組合に對し、すでに與えられてあつたところの權利を制限しようとするこの法律は、ただ一に社會公共福祉のために實際止むを得ないのであります。そうしてこの止むを得ないから、この法律は、

すると同時に、その制限せらるる諸君に對しては生活の安定を圖り、厚生福祉の途を開くなどの処置を講じて、安心して公務員としての職務の果せるようになければならぬことは申すまでもないと思つてあります。このことはマツカーサー畫像に對し、いろいろの解釈をなし、命令なりや否やということ、絶対不可分のものかどうかというやうなことを論ずるまでもなく、この法律案と新給與水準並びに厚生福祉の施設に對する予算処置を執るべきことは國民のひとしく望むところであつて、政府の當然なすべき義務であることは議論の余地はないと信じます。

(拍手)然るに政府はこのことに関し、必ずしも然らざる解釈にあるもののごとく思われるのであります。予算処置を如何にするかということに對して、先般運営委員会における御説明によつても得心すべきお答を得なかつたので、ここに改めて、一体この政府の義務である權利と制限して、そのまゝにして、この法案だけを出すということ、これはよくない。その書簡の解釈如何に拘わらず、これは同時に出して安心をさすべきものであると私は信ずるのであります。が、(二その通り)と呼ぶ者あり。この予算処置に對する法案並びに補正予算をお出しになる氣があるのかないのか、お出しになるとすれば、いつ御提案になるのか、この点につきまして、吉田總理大臣並びに泉山大藏大臣の明快なる御所信を承わりたい。附加して申上げますが、議會運営を円滑に行うために極めて懇切な

る政府の御説明を要望いたします。

（拍手）

第二点は、新給與水準が一般民間企業に及ぼす影響の大なることは、先程高瀬議員の御所説の通りでございます。これに對しまして、政府は資金安定策を如何にせられるかの点でございますが、この点につきましては大蔵大臣に質問したいと思つておつたのであります。先程の高瀬議員の質問に對する大蔵大臣の御答弁から察しまして、今直ちに詳細なる御説明はできませんのであります。資金安定策を如何にするかという点について、只今の御答弁では、はつきりいたしませんので、関連が大でございますから、この点も大蔵大臣に改めて御答弁をお願いしたい。

第三点は、行政整理と企業合理化に關する御所説を伺いたしたのであります。何故ならば、この公務員法の実施によりまして、民間企業に及ぼす影響は非常に大きくなるのでございます。さういふところに進んで参りますと、施政方針を明らかにせられていない今日、かくのごときことをお伺いするのも非常に無理があると思つたのであります。併しこれらの点は本法案に重大な關係があるのでございますが、前申しましたように、時間の都合上、施政方針については別に所見を質すことにいたしました。第二点の一般資金の安定をやるのかどうかという点について、今少しく詳細に御答弁願ひたい。これ

は労働大臣と経済安本長官としての大蔵大臣に御答弁願ひたいのでございませう。これは私の質問が甚だ抽象的であつて、さういふ抽象的のことに對しては詳しい答弁はできかねると言われるかも知れませんが、時間の都合上これ以上敷衍することは困難でございますから、併し政府の御説明には時間の制限がないのでございませうから、（笑）資金安定を如何にするか、これをやる気があるのかないのか、労働大臣はこれに對して如何なる御所見であるか、このことだけを質して置きたいのであります。（拍手）

（國務大臣吉田茂君登壇）

○國務大臣（吉田茂君） 私への質問に對して答弁をいたします。施政方針を何故しないか、これは、しないのではなくして、（できないのだらう）と呼ぶ者あり）運営委員会等においてしばしば説明いたしております通り、尤もこれは衆議院でありますから、衆議院の運営委員会が私がしばしば申しした通り、公務員法の改訂なり制定が最も現下の労働問題の解決の上から見て、甚だ緊要を要するものであるからして、これを先決して貰ひたい、この先決後において施政方針その他はいたしたいといふことはしばしば言明しておるのであります。（施政方針を早くしろ）と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）尙、施政方針については予算案その他について研究を要する点もありますので、多少準備もありますから、かた

かた施政方針に關する私の演説はもう暫く猶予いたしたいといふことをしばしば申し上げておるのであります。その他の問題につきましては所管大臣から御答弁いたします。（拍手）

（だめ／＼）答弁にならん）と呼ぶ者あり

（國務大臣泉山三六君登壇、拍手）

○國務大臣（泉山三六君） （はつきりやれよ）と呼ぶ者あり）門屋議員の私への御質問にお答えいたします。（もつと大きな声で）と呼ぶ者あり

第一点は、新給與と補正予算、これをどうするか、かような御質問に何つたのであります。（その通り）と呼ぶ者あり）そのことにつきましては、先程高瀬議員にお答え申し上げましたその通りでございます。只今慎重に具体案を鋭意調整中でございます。

御質問の第二点は資金安定、これをやるかどうか、（分らないじやないか）「出すか出さんか聞いておるのだ」「ごまかしやいかん」と呼ぶ者あり）これをやるかすれば如何なる方策を持つものであるか、かように伺つたのでございませう。この点につきましても先程高瀬議員にお答え申し上げた通りであります。（落第）何を言つておるのだ「分らないじやないか、分るようには言え」と呼ぶ者あり）尙、第三の点につきましては、大蔵當局といたしまして、これは目下考慮の中に入れて研究中であります。以上を以てお答えいたします

す。（それが大臣か）「よほ／＼するな」と呼ぶ者あり

（國務大臣 増田甲子七君登壇、拍手）

○國務大臣（増田甲子七君） 門屋さんの御質問にお答え申し上げます。資金安定のことは御承知の通り、いわゆる経済十原則の中に示された一つの要請でございます。我々は資金と物價との悪循環を断つ意味におきまして、是非この十原則の一つは実現したいといふ、さう思つて折角研究中でございます。尤もその前提といたしまして、実質資金の確保、或いは公務員の給與といたしまして、適當なる新給與水準が設定されることが前提でございます。これと見合せまして、綜合勘案いたしまして新らしい新給與が設定されまして、そのときが安定の方向へ向つて行くべきである、さういふふうに御了承願ひたいのであります。（再質問）と呼ぶ者あり

（門屋盛一君發言の許可を求む）

○議長（松平恒雄君） 二分間よろしうございませう。門屋盛一君。

（門屋盛一君登壇、拍手）

○門屋盛一君 私が附言いたしました、親切に腹を割つた答弁を望んだのであります。私の質問の要点は高瀬議員の質問の要点とは違ふのであります。（拍手）（さうだ／＼）と呼ぶ者あり）これはこの法案審議に當つて、非常に權利を制限した官公吏階級に對して、これ

だけ權利を抑える代りにこれだけの生活の安定を與えるといふことをはつきりしてこの審議に入りたい。そのため

に政府は新給與水準に對して補正予算を出す氣があるのか、出す氣があるとするれば、いつ出すのかという時期を聞いておる。もつと明快なる答弁を希望している。これがなかつたらば委員会に廻つて非常に混乱を生む。又人間の道徳上から言つて、一つ抑える場合には必ず與えて行かなければいかん。

（その通り）と呼ぶ者あり）これに對する大蔵大臣（遠う／＼）と呼ぶ者あり）

（國務大臣泉山三六君登壇、拍手）

○國務大臣（泉山三六君） （總理大臣がやれ）總理大臣は出ないでいいよ）と呼ぶ者あり）門屋議員のお尋ねに對しまして重ねてお答えいたします。（堂堂と言え）と呼ぶ者あり）只今のお話は（びく／＼するな）と呼ぶ者あり）新給與が、他方におきまして官公吏のこの權利の縮小があり、その半面において然らば給與の点において「これは浪花節だ」と呼ぶ者あり）これを盛るのが當り前じやないか、さういふ意味合において予算を成るべく早く出すように、かような御趣旨に承わつたのであります。政府といたしまして、もとより何らの異論はない。その方向に向つて折角努力中であります。（何だ）總理大臣答弁しろ）總理大臣はいよ／＼と呼ぶ者あり）

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) 只今の御質問は予算に關係することであつて、所管たる大蔵大臣の答弁即ち私の答弁と御承知願ひたいと思ひます。(もう一回やれと呼ぶ者あり)

○議長(松平恒雄君) 山田節男君。

〔山田節男君登壇、拍手〕

○山田節男君 吉田内閣が成立いたしましたので、本院におきましては最初になりして總理大臣以下閣僚がお並びになつたのでありますが、どうも今朝の空氣を見ますと、開店早々とは言いながら、極めて不統一かつ又極めて不鮮明であります。これは私は決して吉田總理以下各閣僚の誠意を疑ふわけじゃございませんが、少くとも私の質問に對しましては誠意ある又明快なる御回答を煩わしいと存じます。

一昨八日參議院におきまして常任委員長並びに監院運営委員會の懇談會がございました。その席上で吉田總理は佐藤官房長官を同道されまして、そして御挨拶には、この第三國會においては会期を十日にしたい、而もこの十日間において國家公務員法の一部改正に關する法律案を、これを審議通過せしめて貰ひたい、こういう御挨拶でございました。これは私共といたしましては、先程も吉田總理が本國會は國家公務員法の一部を改正いたします法律案の審議のための國會である、これは受け入れるといたしまして、この國家公務員法の改正問題、御承知のように去る七月二十二日のマツカー

サー元帥の賓館に基きまして、七月三十一日に出ました政令第二百一十一号によつて、爾來約三百万に余りますところの全官公の官廳におきまして従業員といふものは、暫定処置とはいひながら、憲法で保障されておりましたところの労働の基本権が、全く停止されていゝのでございます。(その通り)と呼ぶ者あり。而もこの三ヶ月間におきまして、政府は臨時人事委員會を中心として、この改正法案についていろいろと審議をいたしたのであります。併しながら、これは総司令部から発表があつたと記憶いたしますが、この公務員法の改正につきましては、これは挙げて國會が責任を執つてやるべきだ、こういうことになつてゐるのであります。然るにです。この吉田總理は參議院にお出でになりまして御挨拶、僅か十日間で以て國家公務員法の改正に關する審議を終了してくれと、こういう御挨拶であります。私はこれが他の閣僚であつた場合には敢てこういうことを申しません。吉田總理は會々の總理であられた時に、日本の労働運動者の指導者に対して、有名な、世界的に有名になつておる例の不逞の輩といふ言葉をお使いになつておるのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。その点からいたしまして、私はこの十日間で、三百万に余りますところの官公廳従業員の労働基本権に重大なる影響を及ぼすものにつきました、かくのごとき御挨拶をなさつたといふことは、その魂胆はど

こにあるかといふことを私はお伺ひしたいのであります。先程も、高橋議員並びに門屋議員からも御質問がございましたが、この一昨日の參議院におきまして常任委員長並びに監院運営の合同委員會におきまして、公務員法の改正は十日間に完了して貰ひたいといふことをおつしやいたしましたけれども、この改正をいたしますと同時に、一体この三百万に余りますところの官公廳従業員に對します給與その他福利厚生に關しては何ら一言も触れられなかつたのであります。只今の吉田總理からの御挨拶では、ただ國家公務員法の改正案を通過せばいい、通せばいいといふことだけをおつしやるのであります。それを裏付けるべきところの、門屋議員も申されましたが、生活の安定を保障するところの……國家公務員法を改正しますならばです。給與を考へなくちゃならぬ。この裏付けのことについては何ら言及しておられない。先程泉山大蔵大臣の御答弁では、何が何やらさつぱり分りません。(その通り)と呼ぶ者あり。御承知のように、今朝の新聞を見ますと、昨日、淺井臨時人事委員長は、六千三百七十円というベースを発表いたしました。そしてこれ又今朝の新聞で見たのであります。この六千三百七十円のベースを、これを政府は一体どうするのか、先程申し上げましたように、公務員法改正をいたしますならば、それが裏付けとなる給與の問題を解決しなくちゃならぬ。これに對して一体政府はどう

いう考へを持つてゐるか、これは吉田總理としまして、改正を強行されるならば、併せて給與の問題を解決しなくちやいけません。これに對しまして、はつきりと私は先の門屋議員の御質問と併せまして、吉田總理の明快なる御回答を煩わしいのであります。尙又この六千三百七十円のベースを、財源からいまして求められんといふことになつてしまつて求められんといふことになつてしまつたところの臨時人事委員會の淺井委員長は、一体これをどうするのか、この点につきまして淺井委員長の御回答を煩わしいのであります。これは私はこういう御質問を申上げることは甚だ失礼かも知れませんが、吉田總理は、先程申し上げました通りに、先づ總理大臣の時にございました、労働政勢におきまして、労働政勢によりまして、いろいろと苦しい難題をおやりになつております。併しながら今回吉田總理が御就任になりますや、私の見ました世界各國のニュースを見ますと、吉田總理が日本の政權を取つたといふことは、これは日本の民主化に逆行するものだといふことを申しておるのであります。(ノー／＼／ヒヤ／＼)「木下」と呼ぶ者あり。のみならず、吉田内閣が現れたといふことは、準戦犯者であり、或いは追放にかかつておるやうな、そういう反動勢力が、最後の拠点として吉田内閣を出現せしめたのだといふことまで申しております。(戸田だよ)と呼ぶ者あり。私はそういう意味からいたしまして、吉田總理の人格は、もとより私としては尊敬いたしますけれども、世界はそういうふうに見てゐるのだ、(宣傳だ)と呼ぶ者あり。そういう意味からいたしまして、今後のこの吉田總理の、吉田内閣の労働政策に當りまして、會で労働運動の指導者を不逞の輩といふやうな、そういう信念を持つて今後の労働政策をお執りになるのか、その心境を私ははつきりして頂きたいのであります。(宣傳だよ)と呼ぶ者あり。これは私は決して宣傳のためとかに私は申し上げておるのであります。私が先程申し上げましたように世界の新聞に出ておる。ぞういふ意味合におきまして、私は殊にこの國家公務員法を改正されるということを、重大なる……(質問をしろ、質問をと呼ぶ者あり)ちよつと待つて、質問をしております。この基本問題でありますところの吉田總理の率直なる御信念をお伺ひしたいのでございます。これで質問を止めます。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 第一は國家公務員法の廢了に對して、十日間の期日を要求した理由がどこにあるかといふ御質問であります。この問題は、この度の吉田内閣で始まつた問題ではないのである。

只今の話の中にもあるやうに、七月以來の問題であり、又戸田内閣以來の問題である。この問題に對しては議員諸君におかれても、政府においても、相当研究が積んでおると考えられますか

理の人格は、もとより私としては尊敬いたしますけれども、世界はそういうふうに見てゐるのだ、(宣傳だ)と呼ぶ者あり。そういう意味からいたしまして、今後のこの吉田總理の、吉田内閣の労働政策に當りまして、會で労働運動の指導者を不逞の輩といふやうな、そういう信念を持つて今後の労働政策をお執りになるのか、その心境を私ははつきりして頂きたいのであります。(宣傳だよ)と呼ぶ者あり。これは私は決して宣傳のためとかに私は申し上げておるのであります。私が先程申し上げましたように世界の新聞に出ておる。ぞういふ意味合におきまして、私は殊にこの國家公務員法を改正されるということを、重大なる……(質問をしろ、質問をと呼ぶ者あり)ちよつと待つて、質問をしております。この基本問題でありますところの吉田總理の率直なる御信念をお伺ひしたいのでございます。これで質問を止めます。(拍手)

ら、それで十日で足りると考えたのであります。〔予算はどうするのだ〕と呼ぶ者あり。尚又先程も申しした通り、この法案は成るべく速かに制定せられることを必要とする実情を考慮して十日間と申したのであります。又給與の問題その他については主管大臣から申すでありましようが、只今私からお話したいと思ふことは、私が曾て不逞の輩と申したことについてのお話であるが、これは私の当時の声明を御覧になればよく分るのでございませうが、労働者を以て直ちに不逞の輩と申したのではないのであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり。労働者を教唆して、そうしてこれを政治的に利用する輩を以て不逞の輩と言つたのであります。〔その通り〕と呼ぶ者あり、拍手。これは当時の声明をよく御覧になれば分るのであります。それを歪曲して、かくのごとき私の話なりとして、動労大衆を不逞の輩となさるならば、これは私は弁明の要はないのであります。又世界における……世界が私をどう見るか、或る新聞がどう書いたかという点に對しては、私は弁明の責任を負わない。〔その通り〕と呼ぶ者あり。

〔國務大臣泉山三六君登壇〕

○國務大臣(泉山三六君) 山田さんのお尋ねにお答え申し上げます。公務員法の制定と並行的に給與の予算をなす出さないので、かような御質問に承つたのであります。〔もつさりするなよ〕と呼ぶ者あり。この点につきましては、先程門屋さんの御質問と御同様の御趣旨と、かように了解いたします。

で、何とぞ先刻の御答弁を以て、これに代えたいと存じます。〔分らないよ〕と呼ぶ者あり。

〔政府委員淺井清君登壇〕

○政府委員(淺井清君) 只今の御質問中、私に關連いたしました点についてお答えを申し上げたいと存じます。〔しつかりやれ〕と呼ぶ者あり。

人事委員会の発表いたしましたところの給與法案が容れられない場合には、委員長としてどうするかという御質問のように拜聴いたしました。その点から考えますれば、人事委員会といしましては、これは発表しない方がよかつたかも知れません。併しながら、これを人事委員会の立場から取て発表いたしましたるゆゑには、實は人事委員会の独立性によるものであり、〔その通り〕と呼ぶ者あり。第二には、この切實なるところの問題が、國民の面前で輿論の眞ん中で取扱われることが、憚りながら民主政治の行き方の一端であると思得たからでございます。〔その通り〕と呼ぶ者あり。ただこの人事委員会の権限といたしましては、これを内閣に勧告するに止まり、財源その他の点からは内閣がこれを考慮すべきことと、最前申上げた通りでございます。

そこで私がただ一つの確信を持つておりますのは、この数百万人の疾苦の聲に満ちた報告書につきまして、國會におかれましても、内閣におかれましても、必ずや最大限の考慮をして下さるだろうと確信をしておる次第であります。〔ヒヤ／＼〕と呼ぶ者あり、拍手。

〔阿竹繁次郎君(人事委員長)の非礼に對して議長の應答をどうした〕と述ぶ。○議長(松平恒雄君) 本日はこれにて延會いたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後一時二十三分散會
出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員 岩男 仁藏君 岡村文四郎君
駒井 藤平君 三好 始君
米倉 龍也君 小川 久義君
中平常太郎君 内村 清次君
天田 勝正君 島田 千壽君
金子 洋文君 塚本 重藏君
椎井 康雄君 廣 武雄君
村尾 重雄君 門田 定藏君
小泉 秀吉君 梅津 錦一君
原口忠次郎君 中村 正雄君
山下 義信君 山田 節男君
波多野 鼎君 原 虎一君
伊藤 修君 吉川末次郎君
藤井 新一君 羽生 三七君
田中 利勝君 大島農夫雄君
岩崎正三郎君 河崎 ナツ君
島 清君 カニエ邦彦君
三木 治朗君 木下 源吉君
森下 政一君 青山 正一君
濱田 寅藏君 西田 天香君
小川 友三君 平野 成子君
阿竹繁次郎君 田中 信義君

谷口彌三郎君 植竹 春彦君
油井賢太郎君 石川 準吉君
石川 一衛君 小畑 哲夫君
鈴木 順一君 平野善治郎君
入交 太藏君 安達 長助君
小杉 繁安君 高橋 啓君
小林 勝馬君 大隈 信幸君
紅露 みつ君 深川タメエ君
木内キヤウ君 高良 とみ君
門屋 盛一君 前之園喜一郎君
竹中 七郎君 藤森 眞治君
星 一君 奥 圭一郎君
池田七郎兵衛君 伊東 隆治君
佐々木鹿藏君 坂野 清雄君
淺井 一郎君 中井 光次君
林屋龜次郎君 鬼丸 義賢君
櫻内 辰郎君 木村三郎君
尾形六郎兵衛君 北村 一男君
川村 松助君 淺岡 信夫君
池田宇右衛門君 堀 末治君
荒井 八郎君 西川基五郎君
大島 定吉君 鈴木 安孝君
山田 佐一君 中山 壽彦君
黒田 英雄君 寺尾 豊君
草葉 隆圓君 石坂 豊一君
柴田 政次君 大野木秀次郎君
遠山 丙市君 小林 英三君
板谷 順助君 今泉 政喜君
松野 喜内君 黒川 武雄君
玉屋 喜章君 松嶋 寛作君
徳川 頼貞君 一松 政二君
大隈 憲二君 深水 六郎君
平岡 市三君 城 義臣君
岡田喜久治君 小野 光洋君
團 伊能君 中川 幸平君
重宗 雄三君 西山 龜七君
橋本萬右衛門君 廣瀬與兵衛君

左藤 義詮君 小串 清一君
水久保基作君 平沼綱太郎君
赤澤 與仁君 安部 定君
飯田精太郎君 伊藤 保平君
井上なつみ君 岩本 月洲君
宇都宮 登君 江熊 哲翁君
大山 安君 岡部 常君
岡本 愛祐君 岡元 義人君
小野 哲君 加賀 操君
柏木 庫治君 鎌田 逸郎君
河井 彌八君 川上 喜市君
木下 辰雄君 小宮山常吉君
小林米三郎君 西郷吉之助君
佐伯卯四郎君 佐藤 尚武君
島津 忠彦君 田中耕太郎君
田村 文吉君 王留吉之丞君
寺尾 博君 徳川 宗敬君
野田 俊作君 波多野林一君
穂積眞六郎君 松井 道夫君
松村眞一郎君 三島 通陽君
宮城タメエ君 細川 嘉六君
板野 勝次君 中西 功君
鈴木 清一君 水橋 肇作君
木村福八郎君 堀 眞琴君
太田 敏兄君 池田 恒雄君
藤田 芳雄君 丹羽 五郎君
千田 正君 兼岩 傳一君
羽仁 五郎君 國井 淳一君
栗山 良夫君 來馬 琢道君
河野 正夫君 小杉 イ子君
佐々木良作君 宿谷 榮一君
新谷寅三郎君 鈴木 直人君
竹下 豊次君 高瀬莊太郎君
高田 寛君 高橋龍太郎君
伊達源一郎君 早川 慎一君
東浦 庄治君 久松 定武君
堀井 伊介君 藤井 丙午君

藤野 繁雄君 北條 秀一君
村上 義一君 矢野 西雄君
山崎 恒君 山内 卓郎君
山本 勇造君 結城 安次君
渡邊 甚吉君

國務大臣
內閣總理大臣 吉田 茂君
外務大臣 泉山 三六君

大藏大臣 林 讓治君
厚生大臣 周東 英雄君
農林大臣 降旗 德彌君
逓信大臣 増田 甲子七君
労働大臣 益谷 秀次君
建設大臣 岩本 信行君
國務大臣 森 幸太郎君

政府委員
經濟安定政務次官 中川 以良君
臨時人事委員長 淺井 清君

臨時人事委員 上野 陽一君
總理廳事務官 佐藤 朝生君
(臨時人事委員 会事務局長)
總理廳事務官(臨時 人事委員 会事務局長) 岡部 史郎君

法制局長(一級) 大藏事務官 河野 一之君

官報号外

昭和二十三年十一月十一日

参議院会議録第八号

定價一部

四円五十銭

送料実費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
印刷局
課